

証券コード：3675

Cross Marketing Group

第4回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時	平成29年3月29日（水曜日） 午後２時30分
開催場所	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー7階 第1会議室
決議事項	第1号議案　剰余金の配当の件 第2号議案　定款一部変更の件 第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件 第6号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件
議決権行使期限	平成29年3月28日（火曜日） 午後6時30分まで

目　次

第4回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告…… 2
連結計算書類…… 21
計算書類…… 37
監査報告書…… 45
株主総会参考書類…… 50

証券コード　3675
平成29年３月14日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
株式会社クロス・マーケティンググループ
代表取締役社長兼CEO　　五十嵐　幹

第４回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第４回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月28日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成29年３月29日（水曜日）午後２時30分

2. 場　　所　東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
東京オペラシティタワー　７階　第１会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。総会終了後、会社説明会を開催いたしますので、どうぞご参加ください。)

3. 目的事項

報告事項
１．第４期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第４期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

以　上

(お 願 い)　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(お知らせ)　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.cm-group.co.jp/）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事　業　報　告

(平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで)

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用環境に改善傾向がみられ、個人消費について一部弱含んでいるものの底堅く推移しております。一方世界経済においては、中国をはじめとするアジア新興国経済の減速や英国のEU離脱問題による欧州経済の動揺、米国の新政権における政策の動向など、様々なリスク要因を背景に、先行きに不透明感がみられる状況となっております。

このような経営環境のもと、当社グループは、持続的な成長を実現するため、業容拡大に伴う積極的な人員の採用や新規事業への投資、さらにはアジアへの事業展開等、様々な取り組みを進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は15,969百万円（前年同期比7.5％増）、営業利益は1,342百万円（同8.9％増）、経常利益は1,267百万円（同6.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は837百万円（同49.8％増）となりました。

また、配当につきましては、事業投資やキャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案し株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。当連結会計年度につきましては、１株当たり2.50円の中間配当を実施し、期末配当は１株当たり3.00円の配当とさせていただきたいと存じます。

（1）リサーチ事業

売上高につきましては、国内・海外の事業会社ともに、新規顧客開拓及び既存顧客の深耕を進め、総合的なマーケティングリサーチサービスの提供を行いました。国内の事業会社については堅調に推移し、前年同期を上回る売上高となりました。海外の事業会社については、為替の影響等もあり一部の会社については前年を下回る結果となりましたが、リサーチ事業全体としては前年を上回る売上高となりました。

セグメント利益（営業利益）につきましては、既存事業会社の売上高及び売上総利益は増加いたしましたが、中期的な成長のための人員増加に伴い人件費等が増加したため、概ね前年と同水準となりました。

その結果、当連結会計年度におけるリサーチ事業の売上高は13,533百万円（前年同期比4.7％増）、セグメント利益（営業利益）は2,256百万円（同5.0％減）となりました。

（2）ITソリューション事業

売上高については、積極的な営業展開による新規顧客開拓に加え、既存顧客からの開発案件の継続的な受注や新サービスの提供などにより前年を上回る結果となりました。

セグメント利益（営業利益）につきましては、中期的な成長のための人員増加を継続しており、人件費及び採用費等が増加しているため、前年を下回る結果となりました。また、平成27年9月に株式取得したJIN SOFTWARE株式会社（現　株式会社クロス・ジェイ・テック）が通年で寄与したため、売上高・利益が増加いたしました。

その結果、当連結会計年度におけるITソリューション事業の売上高は2,151百万円（前年同期比15.0％増）、セグメント利益（営業利益）は175百万円（同8.8％減）となりました。

（3）その他の事業

その他の事業は、株式会社UNCOVER TRUTHが展開する「Webマーケティング事業」と株式会社ディーアンドエムが展開する「プロモーション事業」により構成されております。WEBマーケティング事業は株式会社UNCOVER TRUTHが開発したWEB解析ツール「USERDIVE」を販売しております。プロモーション事業は、株式会社ディーアンドエムがプロモーションサービスの販売・提供をしております。

同事業においては、各事業とも顧客の開拓に注力した結果、前年同期と比較して売上高が大幅に増加いたしました。セグメント利益（営業利益）については、前年同期は営業損失だったものの、売上高の増加にともない、営業利益を計上しました。

その結果、当連結会計年度におけるその他の事業の売上高は751百万円（前年同期比

183.2%増)、セグメント利益（営業利益）は74百万円（前期は56百万円のセグメント損失）となりました。

尚、当連結会計年度において、「Webマーケティング事業」を行っている株式会社UNCOVER TRUTH他１社につきましては、第三者割当増資により持分比率が低下したため、連結の範囲から除外し、株式会社UNCOVER TRUTHは持分法適用の範囲に含めております。

2．設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は165百万円であり、その主なものは本社におけるソフトウェア（業務システム）36百万円、内部造作など12百万円、リサーチ事業におけるソフトウェア（パネルミックスシステム）8百万円であります。

3．資金調達の状況

当連結会計年度においては、アジアエリアにおけるグローバルサービス提供を加速するための資金として、長期借入金500百万円を調達いたしました。

4．事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5．他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6．吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7．他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

「15．その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおりであります。

8．対処すべき課題

当社グループは、顧客、株主、従業員、社会などあらゆるステークホルダーとの良好な関係を維持するとともに、更なる成長に繋げるため、以下の施策を実行してまいります。

人材の確保、育成

当社グループは、平成15年の設立以降、ネットリサーチ市場の成長に伴い、急速に事業を拡大してきた会社であります。当社グループの手がけるリサーチ事業・ITソリューション事業は、技術及び業界基準の急速な変化に左右される状況にあり、それに伴いユーザーニーズが変化、多様化することが予想され、適時適切に対応する必要があります。また、当社グループの事業については大きな参入障壁がないことから、類似する事業を提供している事業者の事業規模の拡大が進み、今後も激しい競争下におかれるものと考えております。

当社グループがかかる課題を解決し、今後も更なる成長を遂げるためには、営業力、企画力、構想力、開発力、統計知識など様々な能力を有する優秀な人材を確保し、育成していくことが急務であると考えております。

人材採用については、優秀な即戦力を確保するため、新卒採用、中途採用を積極的に行ってまいります。また、アジアエリアへの進出にあたり、ビジネス開発や各エリアにおける事業開発・管理統括を担う人材の採用も進めております。

さらに人材育成については、スキルアップのための全社員に対するマーケティングに関する研修の実施や、各部門において必要な専門的な研修を引き続き実施してまいります。また、人事評価制度や給与制度を当社グループの組織規模に合せて適宜見直しすることで、社員のモチベーションの向上を図ってまいります。

9．財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第　1　期 (平成25年12月期)	第　2　期 (平成26年12月期)	第　3　期 (平成27年12月期)	第　4　期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売　　上　　高 (千円)	6,292,883	8,141,449	14,859,185	15,969,124
経　常　利　益 (千円)	750,707	521,384	1,185,327	1,266,993
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	438,446	245,445	558,540	836,849
1株当たり当期純利益 (円)	24.62	13.61	30.81	42.85
総　　資　　産 (千円)	4,011,801	7,872,134	9,970,081	9,932,450
純　　資　　産 (千円)	2,557,629	2,897,241	3,944,720	4,473,575
1株当たり純資産額 (円)	136.45	150.54	193.17	221.49

(注) 1．第1期の連結計算書類は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社クロス・マーケティングの連結計算書類を引き継いで作成しております。
2．1株当たり当期純利益は期中平均株式数（自己株式数を除く）に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）に基づき算出しております。
3．第1期の1株当たり当期純利益は、当社が平成25年6月3日に株式移転（株式移転比率1：1）により設立された会社であるため、会社設立前の平成25年1月1日から平成25年6月2日までの期間について、株式会社クロス・マーケティングの期中平均株式数を用いて計算しております。また、株式会社クロス・マーケティングは、平成25年2月18日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、当社は平成26年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いましたが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年12月31日現在）

（1）重要な親会社の状況

該当事項はありません。

（2）重要な子会社及び関連会社の状況

会　　社　　名	資本金(千円)	出資比率(%)	主要な事業の内容
<子会社>			
㈱クロス・マーケティング	100,000	100.0	リサーチ事業
㈱クロス・コミュニケーション	90,000	100.0	ITソリューション事業
Cross Marketing China Inc.	36,000	97.0	リサーチ事業
Cross Marketing Asia Pte. Ltd.	505,478	100.0	リサーチ事業
Markelytics Solutions India Private Limited	49,500	51.0	リサーチ事業
㈱ユーティル	70,000	100.0	リサーチ事業
Union Panels Pte.Ltd.	50,479	100.0	リサーチ事業
Kadence International Business Research Pte.Ltd.	430,170	100.0	リサーチ事業
㈱リサーチ・アンド・ディベロプメント	30,000	100.0	リサーチ事業
㈱メディリード	10,000	100.0	リサーチ事業
㈱ディーアンドエム	10,000	100.0	プロモーション事業
Cross Marketing (Thailand) Ltd.	13,840	49.0	リサーチ事業
Cross Marketing Group USA Inc.	59,050	100.0	プロモーション事業
<関連会社>			
㈱リサーチパネル	75,000	40.0	リサーチ事業
㈱UNCOVER TRUTH	222,290	35.0	Webマーケティング事業

（注）1．当社グループは、上記のほかに子会社が16社、関連会社が3社あります。
2．Cross Marketing China Inc.の株式は、株式会社クロス・マーケティングを通じての間接所有となっております。
3．Markelytics Solutions India Private Limited及びUnion Panels Pte. Ltd.の株式は、Cross Marketing Asia Pte. Ltd.を通じての間接所有となっております。

（3）特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

11. 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

事業部門	事業の内容
リサーチ事業	ネットリサーチを含め、市場調査に関する事業全般
ITソリューション事業	モバイル向けサービスの企画・開発・運用事業及びプロモーション事業
Webマーケティング事業	WEB/MOBILEマーケティング、UI・UXコンサルティングに関する事業
プロモーション事業	マーケティング支援に関する事業

12. 本社及び主要な事業所（平成28年12月31日現在）

主要な事業所

①当社

名　　称	所　在　地
本社	東京都新宿区

②子会社等

会　社　名	所　在　地
㈱クロス・マーケティング	東京都新宿区
㈱クロス・コミュニケーション	東京都新宿区
Cross Marketing China Inc.	中国上海市
Cross Marketing Asia Pte. Ltd.	シンガポール
Markelytics Solutions India Private Limited	インド　バンガロール
MedePanel Online Inc.	アメリカ　ニュージャージー
㈱ユーティル	東京都新宿区
Union Panels Pte.Ltd.	シンガポール
Kadence International Business Research Pte.Ltd.	シンガポール
㈱リサーチ・アンド・ディベロプメント	東京都新宿区
㈱メディリード	東京都新宿区
㈱ディーアンドエム	東京都新宿区
Cross Marketing Group USA Inc.	アメリカ　カリフォルニア
㈱リサーチパネル	東京都渋谷区
㈱UNCOVER TRUTH	東京都渋谷区

13. 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
1,222（ 192 ）名	+93（ △61 ）名

（注）使用人数は就業員数であり、派遣社員及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

14. 主要な借入先（平成28年12月31日現在）

借　入　先	借　入　残　高
株式会社三井住友銀行	1,478,300千円
株式会社みずほ銀行	657,000千円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、新たに設立したCross Marketing Group USA Inc. 並びにVELOCITY MR SOLUTIONS PRIVATE LIMITED（インド）及び株式を取得した株式会社ショッパーズアイ（旧社名：株式会社ミクシィ・リサーチ）を連結の範囲に含めております。また、持分法非適用非連結子会社でありました株式会社クロス・プロップワークスは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

連結子会社でありました株式会社UNCOVER TRUTH他１社は、第三者割当増資により持分比率が低下したため、連結の範囲から除外し、株式会社UNCOVER TRUTHは持分法適用の範囲に含めております。

なお、イーシーリサーチ株式会社は、清算を結了したことにより、株式会社gr.a.mは株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

Ⅱ　株式の状況（平成28年12月31日現在）

1．発行可能株式総数　63,360,000株

2．発行済株式の総数　19,531,164株　(うち自己株式186株)

3．株　　主　　数　2,768名

4．大　　株　　主

株主名	持株数	持株比率
五十嵐　幹	8,256,500株	42.3%
株式会社VOYAGEGROUP	2,580,000株	13.2%
人見　茂樹	751,200株	3.8%
株式会社電通マクロミルインサイト	480,000株	2.5%
株式会社ビデオリサーチ	480,000株	2.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	448,700株	2.3%
五十嵐　史子	390,000株	2.0%
株式会社SBI証券	292,600株	1.5%
吉田　知広	267,600株	1.4%
五十嵐　友子	210,000株	1.1%

（注）持株比率は自己株式（186株）を控除して計算しております。

5．その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ　新株予約権等の状況

1．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況	その他
代表取締役社長兼CEO	五十嵐　幹	株式会社クロス・マーケティング代表取締役社長 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント代表取締役社長 株式会社クロス・コミュニケーション取締役会長	(注)1
取締役	松田武久	株式会社クロス・マーケティング取締役 株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント取締役	
取締役	亀井　晋	株式会社クロス・マーケティング取締役 株式会社メディリード代表取締役	
取締役	杉村昌宏	株式会社クロス・マーケティング取締役 株式会社ディーアンドエム代表取締役	
取締役 CFO グループ経営戦略部 部長 財務戦略部　部長	小野塚浩二	株式会社クロス・マーケティング取締役	(注)1
監査役（常勤）	町田恵保		
監査役	内田輝紀	弁護士	(注)2,4
監査役	田原泰明		(注)2,3,4

（注）　1．五十嵐幹氏、小野塚浩二氏は上記以外にそれぞれ2社、1社役員を兼職しております。
2．内田輝紀氏、田原泰明氏は社外監査役であります。
3．監査役田原泰明氏は、他社において通算30年以上経理財務分野の業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．監査役内田輝紀氏、田原泰明氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5．社外取締役を置くことが相当でない理由
当社は、これまで経営への監督を強化するために社外取締役を置くことの有効性を認識し、これまでも社外取締役の人選に努めてまいりましたが、適任者を確保するには至らず、当事業年度末日において社外取締役を設置していませんでした。
このたび、当社は取締役会の監督機能及びガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、会社法改正に伴い新設された機関設計である「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役候補者を複数名選任する関連議案を平成29年３月29日開催予定の第4回定時株主総会に上程いたします。

2．取締役及び監査役の報酬等

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役	5名	48,784千円
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	13,800千円 （7,800千円）
合計	8名	62,584千円

（注）1．取締役の報酬額は平成26年３月26日開催の第１回定時株主総会決議による報酬限度額年額500,000千円以内であります。
2．監査役の報酬額は平成26年３月26日開催の第１回定時株主総会決議による報酬限度額年額100,000千円以内であります。
3．使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．社外役員に関する事項

区　分	氏　　名	主な活動状況
監査役	内田輝紀	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに、監査役会12回のすべてに出席し、主に証券・金融における行政経験、他社における経営経験及び弁護士としての観点から議案審議等に関して必要な発言を行っております。
監査役	田原泰明	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに、監査役会12回のすべてに出席し、他社における経営経験及び経理財務分野の知見に基づき議案審議等に関して必要な発言を行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

4．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

Ⅴ　会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2．会計監査人の報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,000千円

（注）1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、監査時間実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

Ⅵ　業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（1）　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業価値の向上と、社会の一員として広く社会から信頼される企業となるため、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範等を遵守し、公正で高い倫理観に基づいて行動をする企業風土を構築するため、コンプライアンス体制を確立する。

② 法令・定款及び社会規範等の遵守体制の実効性を確保し、定着と運用の徹底を図るため、研修等により必要な啓蒙・教育活動を推進するものとする。

③ 法令・定款及び社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、内部通報制度を設け、効果的な運用を図る。

④ 反社会的勢力に対しては一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門家との連携に努め、組織全体として毅然として排除する体制を整備する。

⑤ 財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために、有効かつ実効的な内部体制が確保されるような体制の整備を行う。

⑥ 内部監査室は、各部門の業務執行状況及びコンプライアンスの状況等につき定期的に監査を実施し、代表取締役社長以下関係取締役及び監査役に報告を行う。

（2）　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「情報文書管理規程」「文書保存・処分規程」等に基づき、適切に管理する。

（3）　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体の事業活動上のリスクを適正に管理する体制を構築することにより、リスクの軽減を図る。

② 不測の事態が生じた場合には、情報開示を含めた迅速な危機管理対策が実施できる対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。

③ 経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、取締役会等において十分に議論を尽くし、かつ必要に応じ外部専門家等の意見を聴取し、意思決定を行う。

④ 内部監査室は、各部門のリスク管理体制の状況等につき定期的に監査を実施し、代表取締役社長以下関係取締役及び監査役に報告を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、職務執行の状況を監督する。

② 取締役及び使用人の業務分掌及び職務権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 当社及びその関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 「関係会社管理規程」に基づき、当社関係会社を管掌する部門長を置き、関係会社の業務執行状況を監視・監督する。

② 関係会社の経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告するものとする。

③ 関係会社代表は、定期的に会社の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通を図る。

④ 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき関係会社の監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 当社の内部監査室が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。

② 監査役が補助者の採用を希望する場合は、代表取締役社長と監査役が意見交換を行い決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

② 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。

② 取締役及び使用人は、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上・財務上の諸問題や、著しく損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役と代表取締役社長及び他の取締役との間で、意見交換会を適宜に開催する。

② 監査役及び内部監査室は、会計監査人を交えての情報交換等の連携を図るものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関りあいを持ちません」との旨を反社会的勢力に対する基本方針及び反社会的勢力対策規程に定めており、不正な取引の強要は断固これを拒否することを基本方針としている。

② 当社では、反社会的勢力への対応に関する統括部署を法務コンプライアンス部としており、万が一反社会的勢力等から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察署等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築している。

③ 新規取引先との取引開始にあたっては、外部調査機関の活用や既存取引先からの情報収集等を行い、必ず事前調査を行っている。

④ 株主の属性判断を行う際には、所轄警察署との連携による身元照会を実施し、反社会的勢力の排除に努める。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及びグループ各社の使用人に対し、入社時教育としてコンプライアンスに関する研修を実施しております。また、必要に応じた社内研修並びに会議体での説明を実施し、法令及び定款を遵守する体制の定着を図っております。

② 「内部通報制度運用規程」に基づき相談・通報体制を設けており、この体制をグループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めました。

③ 内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を進めました。
上記体制のもと、内部監査室により実施した当社及び関係会社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。また「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行い、当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備は発見されておりません。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会関連文書等は法令及び「情報文書管理規程」「文書保存・処分規程」等に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント委員会」において、統括的なグループ全体のリスク管理を行っております。当事業年度につきましては3回開催し、当社グループに関して洗い出されたリスクについて重要度を判定し、当該リスクへの対策を実施しております。また、経営判断に関するリスクについて、必要に応じ外部専門家等の意見を求めながら取締役会において十分に議論を尽くし、意思決定を行うほか、内部監査室による各部門のリスク管理体制の状況等につき定期的、または特命事項として監査を実施し、代表取締役社長以下関係取締役及び監査役に報告を行いました。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月１回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、職務執行の状況を監督しております。当事業年度につきましては取締役会を17回開催しております。

（5） 当社及びその関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営管理を行っており、関係会社からの事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社の財務状況及びその他の状況につきましては、月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

（6） 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会への出席及び重要な会議へ出席を行い、必要に応じて意見を述べ、報告を受けるとともに、取締役及び使用人に対するヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用について確認を行うなど、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行いました。また、会計監査人、内部監査室などの内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

（7） 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、「反社会的勢力対策規程」を策定し、これらに基づき社内で対応いたしました。また、法務コンプライアンス部を担当部門として万が一反社会的勢力等から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察署等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を整えております。

＜備考＞

記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	第３期(ご参考) 平成27年12月31日現在	第４期 平成28年12月31日現在
資産の部		
流動資産	**6,422,536**	**6,557,425**
現金及び預金	2,384,253	2,160,450
受取手形及び売掛金	2,993,145	3,385,544
仕掛品	304,618	392,464
繰延税金資産	210,671	153,056
その他	530,149	466,262
貸倒引当金	△301	△350
固定資産	**3,547,545**	**3,375,025**
有形固定資産	**462,240**	**457,472**
建物	285,409	282,023
工具、器具及び備品	166,640	165,886
その他	10,191	9,564
無形固定資産	**2,282,854**	**1,917,530**
ソフトウェア	282,946	205,485
のれん	1,956,008	1,703,481
その他	43,900	8,564
投資その他の資産	**802,451**	**1,000,023**
投資有価証券	113,918	95,781
関係会社株式	209,466	226,669
繰延税金資産	41,695	51,735
その他	444,255	625,837
貸倒引当金	△6,883	—
資産合計	**9,970,081**	**9,932,450**

科目	第３期(ご参考) 平成27年12月31日現在	第４期 平成28年12月31日現在
負債の部		
流動負債	**4,089,913**	**3,697,081**
買掛金	1,048,051	1,197,922
短期借入金	541,757	259,734
1年内返済予定の長期借入金	578,400	625,200
1年内償還予定の社債	30,000	10,000
未払法人税等	427,569	233,604
繰延税金負債	335	—
賞与引当金	358,574	261,561
事業整理損失引当金	15,000	—
その他	1,090,228	1,109,060
固定負債	**1,935,447**	**1,761,795**
社債	10,000	—
長期借入金	1,677,000	1,510,100
退職給付に係る負債	63,152	53,174
繰延税金負債	68,047	52,410
資産除去債務	107,165	117,723
その他	10,084	28,387
負債合計	**6,025,360**	**5,458,875**
純資産の部		
株主資本	**3,713,898**	**4,448,039**
資本金	**562,852**	**562,852**
資本剰余金	**532,168**	**576,194**
利益剰余金	**2,618,949**	**3,309,065**
自己株式	**△72**	**△72**
その他の包括利益累計額	**58,809**	**△122,145**
その他有価証券評価差額金	**10,636**	**5,109**
為替換算調整勘定	**48,173**	**△127,254**
新株予約権	**15,831**	**15,123**
非支配株主持分	**156,183**	**132,558**
純資産合計	**3,944,720**	**4,473,575**
負債純資産合計	**9,970,081**	**9,932,450**

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して記載しております。

連結損益計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

(単位：千円)

科目	第３期(ご参考) 平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで	第４期 平成28年１月１日から 平成28年12月31日まで
売上高	**14,859,185**	**15,969,124**
売上原価	**8,541,547**	**9,430,340**
売上総利益	**6,317,638**	**6,538,784**
販売費及び一般管理費	**5,085,041**	**5,197,067**
営業利益	**1,232,597**	**1,341,717**
営業外収益	**19,303**	**48,755**
受取利息及び配当金	5,595	3,053
補助金収入	5,000	28,307
還付加算金	4,193	—
為替差益	—	6,929
その他	4,515	10,466
営業外費用	**66,574**	**123,479**
支払利息	26,246	33,168
持分法による投資損失	11,107	77,433
為替差損	23,517	—
その他	5,703	12,878
経常利益	**1,185,327**	**1,266,993**
特別利益	**239,839**	**162,492**
持分変動利益	—	158,859
固定資産売却益	430	682
負ののれん発生益	233,850	—
その他	5,559	2,952
特別損失	**280,788**	**38,780**
固定資産除却損	16,119	502
減損損失	172,937	38,278
段階取得に係る差損	68,094	—
貸倒引当金繰入額	6,883	—
事業整理損失引当金繰入額	15,000	—
その他	1,754	—
税金等調整前当期純利益	**1,144,378**	**1,390,706**
法人税、住民税及び事業税	**550,009**	**535,831**
法人税等調整額	**22,653**	**35,029**
法人税等合計	**572,662**	**570,860**
当期純利益	**571,716**	**819,846**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	**13,176**	**△17,003**
親会社株主に帰属する当期純利益	**558,540**	**836,849**

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して記載しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	562,852	532,168	2,618,949	△72	3,713,898
当期変動額					
剰余金の配当			△136,717		△136,717
親会社株主に帰属する当期純利益			836,849		836,849
連結範囲の変動			△10,016		△10,016
連結子会社の増資による持分の増減		44,026			44,026
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	44,026	690,116	―	734,142
当期末残高	562,852	576,194	3,309,065	△72	4,448,039

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10,636	48,173	58,809	15,831	156,183	3,944,720
当期変動額						
剰余金の配当						△136,717
親会社株主に帰属する当期純利益						836,849
連結範囲の変動						△10,016
連結子会社の増資による持分の増減						44,026
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,527	△175,427	△180,954	△709	△23,625	△205,287
当期変動額合計	△5,527	△175,427	△180,954	△709	△23,625	528,854
当期末残高	5,109	△127,254	△122,145	15,123	132,558	4,473,575

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して記載しております。

連 結 注 記 表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数29社

主要な連結子会社の名称　株式会社クロス・マーケティング
株式会社クロス・コミュニケーション
Cross Marketing China Inc.
Cross Marketing Asia Pte. Ltd.
Markelytics Solutions India Private Limited
株式会社ユーティル
Markelytics Solutions Asia Pte.Ltd.
Medical World Panel Asia Pte.Ltd.
Union Panels Pte.Ltd.
Kadence International Business Research Pte.Ltd.
株式会社リサーチ・アンド・ディベロプメント
株式会社メディリード
株式会社ディーアンドエム
Cross Marketing Group USA Inc.
その他15社

連結の範囲の変更について　当連結会計年度において、新たに設立したCross Marketing Group USA Inc.　並びにVELOCITY MR SOLUTIONS PRIVATE LIMITED（インド）及び株式を取得した株式会社ショッパーズアイ（旧社名：株式会社ミクシィ・リサーチ）を連結の範囲に含めております。また、持分法非適用非連結子会社でありました株式会社クロス・プロップワークスは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

連結子会社でありました株式会社UNCOVER TRUTH他１社は、第三者割当増資により持分比率が低下したため、連結の範囲から除外し、株式会社UNCOVER TRUTHは持分法適用の範囲に含めております。

なお、イーシーリサーチ株式会社は、清算を結了したことにより、株式会社gr.a.mは株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の数　2社

関連会社の名称　株式会社リサーチパネル
株式会社UNCOVER TRUTH

(2)持分法を適用しない関連会社の数　3社

持分法非適用関連会社の名称　株式会社gr.a.m他2社

持分法を適用しない理由　持分法を適用していない関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

Markelytics Solutions India Private Limited及びMedePanel Online Inc.については平成28年9月30日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、Kadence International Pvt.Ltd.については、決算日が3月末であるため、連結決算日における仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資金（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

（ロ）たな卸資産

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

（イ）有形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物　　８年～18年

・工具、器具及び備品　　２年～15年

（ロ）無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（２年～５年）に基づいております。

(3)重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(ロ) 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法	金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象	(ヘッジ手段) 金利スワップ (ヘッジ対象) 借入金の利息
(ハ) ヘッジ方針	当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
(ニ) ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(6)のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、その効果が発現する期間を個別で見積もり、20年以内で定額法により償却することにしております。

(7)重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(8)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。

Ⅱ．会計方針の変更に関する事項

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

平成25年９月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

１．会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

２．遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

３．連結計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は44,026千円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が44,026千円増加しております。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

・建物	80,020千円
・工具、器具及び備品	468,601千円
・その他	18,501千円

Ⅳ．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額
―	のれん	ベトナム	38,278千円

当社グループは、管理会計上の区分を基礎とし、グルーピングを行っております。

上記ののれんについては、当社の連結子会社であるKadence International Company Ltd.(Vietnam)において、当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該のれんの帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

Ⅴ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（株）	19,531,164	—	—	19,531,164

2．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（株）	186	—	—	186

3．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第１回新株予約権	普通株式	489,700	—	23,400	466,300	13,523
	第２回新株予約権	普通株式	400,000	—	—	400,000	1,600
合計			889,700	—	23,400	866,300	15,123

4．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年３月29日定時株主総会	普通株式	87,889	4.50	平成27年12月31日	平成28年３月30日
平成28年８月15日取締役会	普通株式	48,827	2.50	平成28年６月30日	平成28年９月７日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年３月29日開催の定時株主総会において、次の議案を付議します。

株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	58,593	利益剰余金	3.00	平成28年12月31日	平成29年３月30日

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については、必要に応じて銀行借入等により調達することとしております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、そのほとんどが関係会社株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、投資先企業の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、その他の金銭債務である未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、変動金利の借入金の金利変動リスク回避のための金利スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「４　会計方針に関する事項　（５）重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を把握し取引相手ごとに期日及び残高の管理を行っております。

投資先企業の有価証券については、定期的に時価や財務状況等の把握を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②　市場リスク（市場価格及び金利等の変動リスク）の管理

投資先企業の有価証券については、定期的に時価や財務状況等の把握を行っております。

借入金のうち、一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の管理については、デリバティブ取引に関する管理規定を設け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成するとともに、手許流動性を常時把握し流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

「2．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に関する市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2．を参照ください。)。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	2,160,450	2,160,450	—
(2)受取手形及び売掛金	3,385,544	3,385,544	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	18,908	18,908	—
資産計	5,564,901	5,564,901	—
(1)買掛金	1,197,922	1,197,922	—
(2)短期借入金	259,734	259,734	—
(3)未払法人税等	233,604	233,604	—
(4)長期借入金(※)	2,135,300	2,142,208	6,908
(5)社債(※)	10,000	9,999	△1
負債計	3,836,560	3,843,468	6,908
デリバティブ取引	—	—	—

※　1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に、1年内償還予定の社債は社債に含めて表示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5)社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)		時価(千円)
				うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	657,000	542,600	(※)

※　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されたため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注)２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式(※1)	67,590
関係会社株式(※2)	226,669
投資事業有限責任組合出資金(※1)	9,283

※１ これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

※２ これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注)３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内(千円)	１年超５年以内(千円)	５年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	2,160,450	―	―	―
受取手形及び売掛金	3,385,544	―	―	―
合計	5,545,993	―	―	―

(注)４．短期借入金、長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	１年以内(千円)	１年超２年以内(千円)	２年超３年以内(千円)	３年超４年以内(千円)	４年超５年以内(千円)	５年超(千円)
短期借入金	259,734	―	―	―	―	―
長期借入金	625,200	425,200	383,100	258,400	258,400	185,000
社債	10,000	―	―	―	―	―
合計	894,934	425,200	383,100	258,400	258,400	185,000

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　221円49銭

２．１株当たり当期純利益　42円85銭

Ⅷ. 企業結合等に関する注記

当社の連結子会社であった株式会社UNCOVER TRUTHは、平成28年８月30日及び９月27日を払込期日として、第三者割当増資を実施いたしました。

これに伴い、当社グループの持分比率が低下し、同社は当社の関連会社となりました。

１．企業結合の概要

（１） 結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：株式会社UNCOVER TRUTH

事業の内容：WEB/MOBILEマーケティング、UI・UXコンサルティングに関する事業

（２） 企業結合を行った主な理由

さらなるプロダクト開発や事業体制強化のための人材採用、将来的な海外展開の推進のため

（３） 企業結合日

平成28年８月30日及び９月27日

（４） 法的形式を含む取引の概要

子会社の第三者割当増資に伴う持分比率の低下

２．実施した会計処理の概要

第三者割当増資に伴い、当社グループの持分比率が低下し、連結の範囲から除外したため、持分変動利益158,859千円を特別利益に計上しております。

また、当該持分比率の低下により、同社は当社の連結子会社から関連会社となったため、同社の貸借対照表を当社の連結計算書類から除外し、当社グループが保有する同社株式は持分法による評価額に修正しております。

３．セグメント情報の開示において、結合当事企業が含まれていた区分の名称

その他の事業（Webマーケティング事業）

４．当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている結合当事企業に係る損益の概算額

売上高	211,408千円
営業損失	31,813千円

Ⅸ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

＜備考＞
記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	第３期（ご参考） 平成27年12月31日現在	第４期 平成28年12月31日現在
資産の部		
流動資産	**1,070,363**	**713,036**
現金及び預金	764,098	347,435
営業未収入金	157,596	154,615
商品	50	68
前払費用	46,709	50,802
繰延税金資産	37,695	34,911
その他	64,216	139,112
貸倒引当金	－	△13,908
固定資産	**5,636,199**	**5,476,399**
有形固定資産	**335,753**	**317,425**
建物	264,191	259,616
工具、器具及び備品	71,562	57,809
無形固定資産	**71,846**	**88,038**
ソフトウェア	50,019	81,260
ソフトウェア仮勘定	21,827	6,000
その他	－	778
投資その他の資産	**5,228,600**	**5,070,935**
投資有価証券	44,395	38,171
関係会社株式	3,855,369	3,914,009
長期貸付金	995,967	740,566
繰延税金資産	15,954	7,546
その他	357,069	400,644
貸倒引当金	△40,153	△30,000
資産合計	**6,706,563**	**6,189,434**

科目	第３期（ご参考） 平成27年12月31日現在	第４期 平成28年12月31日現在
負債の部		
流動負債	**2,170,269**	**1,349,930**
短期借入金	1,020,000	500,000
1年内返済予定の長期借入金	578,400	625,200
未払金	199,872	95,194
未払費用	83,128	29,660
未払法人税等	16,264	11,496
前受金	195,668	－
預り金	5,129	1,902
賞与引当金	30,717	49,591
その他	41,090	36,887
固定負債	**1,770,104**	**1,613,735**
長期借入金	1,677,000	1,510,100
資産除去債務	93,104	103,635
負債合計	**3,940,373**	**2,963,665**
純資産の部		
株主資本	**2,742,087**	**3,206,453**
資本金	**562,852**	**562,852**
資本剰余金	**1,997,150**	**1,997,150**
資本準備金	597,852	597,852
その他資本剰余金	1,399,298	1,399,298
利益剰余金	**182,156**	**646,522**
その他利益剰余金	182,156	646,522
繰越利益剰余金	182,156	646,522
自己株式	**△72**	**△72**
評価・換算差額等	**8,301**	**4,194**
その他有価証券評価差額金	**8,301**	**4,194**
新株予約権	**15,801**	**15,123**
純資産合計	**2,766,189**	**3,225,770**
負債純資産合計	**6,706,563**	**6,189,434**

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して記載しております。

損　益　計　算　書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

(単位：千円)

科目	第３期（ご参考） 平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで	第４期 平成28年１月１日から 平成28年12月31日まで
営業収益	**1,444,450**	**2,124,837**
営業費用	**1,183,786**	**1,369,418**
営業利益	**260,664**	**755,419**
営業外収益	**11,587**	**22,301**
受取利息及び配当金	10,633	20,760
その他	954	1,540
営業外費用	**25,846**	**33,021**
支払利息	18,575	32,639
その他	7,271	383
経常利益	**246,405**	**744,699**
特別損失	**14,433**	**43,908**
固定資産除却損	10,226	－
貸倒引当金繰入額	4,153	43,908
その他	54	－
税引前当期純利益	**231,972**	**700,791**
法人税、住民税及び事業税	**72,652**	**86,398**
法人税等調整額	**8,208**	**13,309**
法人税等合計	**80,860**	**99,708**
当期純利益	**151,112**	**601,083**

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して記載しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	562,852	597,852	1,399,298	1,997,150	182,156	△72	2,742,087
当期変動額							
剰余金の配当					△136,717		△136,717
当期純利益					601,083		601,083
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	―	―	―	―	464,366	―	464,366
当期末残高	562,852	597,852	1,399,298	1,997,150	646,522	△72	3,206,453

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	8,301	15,801	2,766,189
当期変動額			
剰余金の配当			△136,717
当期純利益			601,083
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,107	△679	△4,786
当期変動額合計	△4,107	△679	459,580
当期末残高	4,194	15,123	3,225,770

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して記載しております。

個 別 注 記 表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物附属設備　　15年
工具､器具及び備品　５～８年

(2) 無形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額

・建物	52,588千円
・工具、器具及び備品	44,935千円

2．関係会社に対する金銭債権債務

・短期金銭債権	214,948千円
・長期金銭債権	733,957千円
・短期金銭債務	448,037千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

・営業収益	2,119,522千円
・営業費用	75,188千円
・営業取引以外の取引高	44,026千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（株）	186	—	—	186

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	1,951千円
賞与引当金	16,135千円
貸倒引当金	4,259千円
未払家賃	4,424千円
その他	12,401千円
繰延税金資産（流動）小計	39,169千円
評価性引当額	△4,259千円
繰延税金資産（流動）合計	34,911千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	5,554千円
関係会社株式	309,185千円
投資有価証券	1,807千円
貸倒引当金	9,186千円
資産除去債務	31,733千円
繰延税金資産（固定）小計	357,464千円
評価性引当額	△320,177千円
繰延税金資産（固定）合計	37,287千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	△27,890千円
その他有価証券評価差額金	△1,851千円
繰延税金負債（固定）合計	△29,741千円
繰延税金資産の純額	42,457千円

Ⅵ．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱クロス・マーケティング	100,000	リサーチ事業	(所有)直接 100.0	兼任 5名	経営指導	経営指導料等の受取(注)1	1,286,726	営業未収入金	120,665
						配当金の受取	配当金	444,334	—	—
						資金の借入	資金の返済(注)2	220,000	短期借入金	400,000
							利息の支払(注)2	12,416	未払金	773
						資金の援助	資金の回収(注)2	250,000	長期貸付金	150,000
							利息の受取(注)2	5,602	未収入金	271
						当社長期借入金に対する債務保証	被保証債務(注)3	2,135,300	—	—
子会社	Kadence International Business Reserch Pte.Ltd.	430,170	リサーチ事業	(所有)直接 100.0	兼任 2名	資金の援助	資金の貸付(注)2	13,342	長期貸付金	87,564
							利息の受取(注)2	1,568	未収入金	2,415
子会社	㈱ショッパーズアイ	50,000	リサーチ事業	(所有)直接 100.0	兼任 1名	資金の援助	資金の貸付(注)2	70,000	長期貸付金	70,000
							利息の受取(注)2	515	未収入金	117
子会社	Cross Marketing (Thailand) Ltd.	13,840	リサーチ事業	(所有)直接 49.0	兼任 1名	資金の援助	資金の貸付(注)2	39,168	長期貸付金	97,255
							利息の受取(注)2	1,812	未収入金	1,574

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	㈱UNCOVER TRUTH	222,290	Webマーケティング事業	(所有)直接 35.0	兼任1名	資金の援助	資金の貸付(注)2	38,000	長期貸付金	90,650
							資金の回収(注)2	100,000		
							利息の受取(注)2	5,014	未収入金	2,417

(注) 1．経営指導料等については、グループ会社経営支援のための当社の必要経費並びにグループ会社の売上高を基準として決定しております。
2．資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して設定しております。また、担保の差入はありません。
3．当社銀行借入に対する債務保証を受けておりますが、保証料等の支払いは行っておりません。なお、取引金額には当事業年度末の被保証債務額を記載しております。
4．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　164円39銭
２．１株当たり当期純利益　30円78銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

＜備考＞
記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月22日

株式会社クロス・マーケティンググループ
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　田　道　春　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　谷　大　二　郎　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社クロス・マーケティンググループの平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クロス・マーケティンググループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第４期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法につき、当事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月27日

株式会社クロス・マーケティンググループ　監査役会

常勤監査役　町　田　恵　保　㊞

監　査　役　内　田　輝　紀　㊞

監　査　役　田　原　泰　明　㊞

注）　監査役　内田輝紀、田原泰明は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に該当する社外監査役であります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月22日

株式会社クロス・マーケティンググループ
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　田　道　春　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　谷　大　二　郎　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社クロス・マーケティンググループの平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
一　事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月27日

株式会社クロス・マーケティンググループ　監査役会

常勤監査役　町　田　恵　保　㊞

監　査　役　内　田　輝　紀　㊞

監　査　役　田　原　泰　明　㊞

注)　監査役　内田輝紀、田原泰明は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に該当する社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題の一つとして認識しており、事業投資やキャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主への利益還元に努めることを基本方針としています。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

(1)配当財産の種類
金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき３円　総額58,592,934円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年３月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１提案の理由

（１）当社は、取締役会監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたいと存じます。
これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委譲に関する規定の新設、その他所要の変更を行うものであります。

（２）その他、表現の一部修正及び上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

２変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所であります。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第17条（条文省略）	第１条～第17条（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第18条（条文省略）	第18条（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、８名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、８名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。	２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。
第21条(条文省略)	第21条（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとする。	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第23条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第23条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、代表取締役を選定する。
２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。	２　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
３　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じその他の役付取締役を選定することができる。	３　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役社長１名を選定し、また必要に応じその他の役付取締役を選定することができる。
第24条（条文省略）	第24条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第26条（条文省略）	第26条（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第29条（条文省略）	第29条（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第31条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役の責任免除） 第31条　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第32条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役及び監査役会の設置） 第32条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。	（監査等委員会の設置） 第33条　当会社は、監査等委員会を置く。
（監査役の員数） 第33条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の選任） 第34条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の解任） 第35条　監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第36条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第37条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第34条　監査等委員会は、その決議により監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第38条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第35条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役会の決議の方法） 第39条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第36条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第40条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第37条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
（監査役会規程） 第41条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第38条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第42条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第43条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任に関し、同法第423条第１項の行為に関する監査役の責任につき、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第423条第１項の行為に関する監査役の責任につき、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
（会計監査人の設置） 第44条　（条文省略）	（会計監査人の設置） 第39条　（現行どおり）
（会計監査人の選任） 第45条　（条文省略）	（会計監査人の選任） 第40条　（現行どおり）
（会計監査人の解任） 第46条　（条文省略）	（会計監査人の解任） 第41条　（現行どおり）
（会計監査人の任期） 第47条　（条文省略）	（会計監査人の任期） 第42条　（現行どおり）
第７章　計　　算	第７章　計　　算
（事業年度） 第48条　（条文省略）	（事業年度） 第43条　（現行どおり）
（剰余金の配当） 第49条　（条文省略）	（剰余金の配当） 第44条　（現行どおり）
（新設）	附則　（監査役の責任免除に関する経過措置） １　当会社は、平成29年３月29日開催の第４回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　平成29年３月29日開催の第４回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条第２項の定めるところによる。
（新設）	附則　（定款変更の効力発生時期） 変更後の規定は、平成29年３月29日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって効力を生ずる。なお、本附則は、効力発生の時をもってこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（５名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	いがらし　みき 五十嵐　幹 （昭和48年５月10日）	平成８年４月　日本アジア投資㈱入社 平成15年４月　㈱クロス・マーケティング設立、代表取締役社長就任 平成18年12月　㈱リサーチパネル　取締役就任（現任） 平成23年３月　㈱クロス・マーケティング　代表取締役社長兼CEO就任（現任） 平成23年７月　㈱リサーチ・アンド・ディベロプメント取締役就任 平成23年12月　㈱クロス・コミュニケーション　代表取締役社長就任 平成24年２月　Cross Marketing China Inc. 董事長就任 平成25年６月　当社　代表取締役社長就任 平成26年１月　㈱リサーチ・アンド・ディベロプメント代表取締役社長就任（現任） 平成26年３月　当社　代表取締役社長兼CEO就任（現任） 平成26年６月　㈱レアジョブ　取締役就任（現任） 平成26年11月　Kadence International Business Reserch Pte.Ltd. Director就任（現任） 平成27年１月　㈱クロス・コミュニケーション　取締役会長就任（現任）	8,256,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	おのづか　こうじ 小野塚 浩二 (昭和51年10月21日)	平成13年 8 月　フィールズ㈱入社 平成19年 7 月　㈱キズナキャスト常務取締役就任 平成19年10月　㈱キズナビジョン代表取締役社長就任 平成20年10月　エン・ジャパン㈱入社 平成21年 1 月　同社　経営企画室室長就任 平成22年11月　㈱ファーマネットワーク取締役就任 平成24年 3 月　㈱クロス・マーケティング入社 同社　経営企画室室長就任 平成25年 1 月　同社　営業企画部部長就任 平成26年 1 月　同社　グループ事業推進部部長就任 平成26年 2 月　当社　出向 平成26年 6 月　当社　コーポレート本部　本部長就任 平成26年 9 月　㈱クロス・マーケティング　取締役就任(現任) 平成26年 9 月　当社　取締役就任 平成26年11月　Kadence International Business Reserch Pte.Ltd. Director 就任（現任) 平成27年 6 月　当社　取締役CFO就任（現任） 平成28年 1 月　当社　グループ経営戦略部　部長就任(現任) 平成28年 4 月　当社　財務戦略部　部長就任（現任）	－　株
3	すぎむら　まさひろ 杉村　昌宏 (昭和46年12月15日)	平成 6 年 4 月　日商岩井㈱（現双日㈱）入社 平成12年 4 月　㈱リクルート入社 平成18年 3 月　㈱チップワンストップ入社 平成19年 1 月　㈱クロス・マーケティング入社 平成24年 3 月　同社　取締役就任（現任） 平成26年 3 月　当社　取締役就任（現任） 平成27年 4 月　㈱ディーアンドエム代表取締役就任（現任）	－　株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	まつだ　たけひさ 松田 武久 (昭和37年４月17日)	昭和60年４月　㈱リクルート入社 平成14年10月　㈱リクルートエイブリック出向 平成15年10月　同社　セカンドキャリア支援推進部部長就任 平成16年10月　㈱リクルートキャリアコンサルティング出向 平成21年４月　同社　執行役員　人材総合営業本部　本部長就任 平成23年４月　㈱リクルートキャリアコンサルティング転籍　同社　執行役員　統括室室長就任 平成24年４月　同社　採用開発本部　本部長就任 平成25年７月　㈱クロス・マーケティング入社 同社　グループ事業推進室　室長就任 平成26年１月　同社　マーケティング＆リサーチ部　部長就任 平成26年６月　同社　マーケティング＆リサーチ部　本部長就任 平成26年９月　同社　取締役就任（現任） 平成26年９月　当社　取締役就任（現任） 平成28年３月　㈱リサーチ・アンド・ディベロプメント取締役就任(現任)	－　株
5	かめい　すすむ 亀井　晋 (昭和40年９月22日)	平成２年３月　㈱マップインターナショナル（現㈱エイチ・アイ・エス）入社 平成９年10月　同社　トランスオービットUK Director兼General Manager就任 平成13年３月　㈱インフォプラント（現㈱マクロミル）入社C-NEWS部　部長就任 平成18年１月　同社　営業本部　本部長就任 平成22年９月　㈱クロス・マーケティング入社 平成23年１月　同社　マーケティング＆リサーチ本部副本部長就任 平成25年７月　同社　マーケティングソリューション部部長就任 平成26年９月　同社　取締役就任（現任） 平成27年３月　当社　取締役就任（現任） 平成27年４月　㈱メディリード代表取締役就任（現任）	－　株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	とみなが　せいじ 富永　晴次 (昭和48年６月９日)	平成13年７月　アットネットホーム㈱　(現㈱ジュピターテレコム）入社 平成18年11月　トランスコスモス㈱入社 平成22年11月　㈱ズーム入社 代表取締役社長就任 平成24年10月　㈱クロス・マーケティング入社(㈱クロス・コミュニケーション出向) 平成25年６月　㈱クロス・コミュニケーション　取締役就任 平成27年１月　同社　代表取締役社長就任(現任) 平成27年４月　㈱クロス・プロップワークス　代表取締役社長就任（現任) 平成27年９月　㈱クロス・ジェイ・テック　取締役就任 平成27年12月　同社　代表取締役社長就任(現任)	－　株

（注）各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	うちだ　てるき 内田　輝紀 (昭和16年２月28日)	昭和39年４月　大蔵省（現財務省）入省 昭和56年４月　在ワシントン日本国大使館駐在参事官 平成２年７月　関東財務局東京証券取引所　監理官兼大臣官房審議官（証券局担当） 平成４年６月　印刷局長 平成５年６月　電源開発㈱　常務取締役就任 平成13年４月　㈱大阪証券取引所　副社長就任 平成14年６月　㈱武富士　取締役副会長就任 平成19年２月　弁護士登録 平成19年３月　㈱クロス・マーケティング　監査役就任 平成19年９月　渥美綜合法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所（現任） 平成25年６月　当社　監査役就任（現任）	－　株
2	たばる　やすあき 田原　泰明 (昭和26年４月１日)	昭和48年４月　川崎製鉄㈱（現JFEスチール㈱）入社 平成７年５月　LSI Logic Corporation 入社 平成14年６月　㈱武富士入社 平成16年６月　同社　執行役員就任 平成20年８月　ユニマット山丸証券㈱ 監査役就任 平成21年３月　㈱クロス・マーケティング　監査役就任 平成25年６月　当社　監査役就任（現任）	－　株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	なりまつ　じゅん 成松　淳 (昭和43年11月4日)	平成８年11月　監査法人原会計事務所　入所 平成10年５月　監査法人トーマツ(現　有限責任監査法人トーマツ）入所 平成16年12月　㈱東京証券取引所上場部出向 平成19年１月　クックパッド㈱入社 平成19年６月　同社　取締役就任 平成19年７月　同社　執行役就任 平成25年４月　ミューゼオ株式会社代表取締役CEO就任(現任) 平成25年10月　㈱レアジョブ　監査役就任 平成25年12月　㈱ヘリオス　社外監査役就任（現任） 平成27年11月　㈱プラップジャパン　社外取締役就任 平成28年６月　㈱レアジョブ　取締役（監査等委員)就任(現任)	－　株

(注) 1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．内田輝紀氏、田原泰明氏、成松淳氏は社外取締役候補者であります。
3．内田輝紀氏、田原泰明氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4．内田輝紀氏は大蔵省（現財務省）における長年の業務経験、経営者としての豊富な経験、弁護士としての専門的な識見から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。
5．田原泰明氏は経理財務分野における長年の業務経験による豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。
6．成松淳氏は公認会計士としての専門的な知識、長年の業務経験による高い識見から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。
7．当社は、内田輝紀氏、田原泰明氏、成松淳氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
8．当社は、内田輝紀氏、田原泰明氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、当社は、成松淳氏の選任が承認可決された場合に、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、去る平成26年３月開催の第１回定時株主総会において、年総額500,000千円以内とご承認をいただき、今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案しまして、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を、年総額500,000千円以内とすること、及び、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものです。

当社の取締役の報酬につきましては、従来、固定報酬のみでありましたが、監査等委員会設置会社におきましては、株主総会で直接選任される監査等委員によって構成される監査等委員会が、監督機能の一環として、取締役の報酬について検証し、必要に応じ株主総会で意見を述べることができることになることから、取締役の業績向上に対する意欲や士気を向上させ、かつ、株主との価値の共有を目指すため、業務執行取締役の報酬を固定報酬である基本報酬と業績に連動した報酬で構成するものとし、業績に連動した報酬についても取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額に含めることといたしたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認された場合の、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は、６名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案しまして、監査等委員である取締役の報酬額を、年総額100,000千円以内とすることにつきお諮りするものです。第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認された場合の監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、業績に連動しない固定報酬のみです。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会　会場ご案内図

会　　場　東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
東京オペラシティタワー　７階
第１会議室

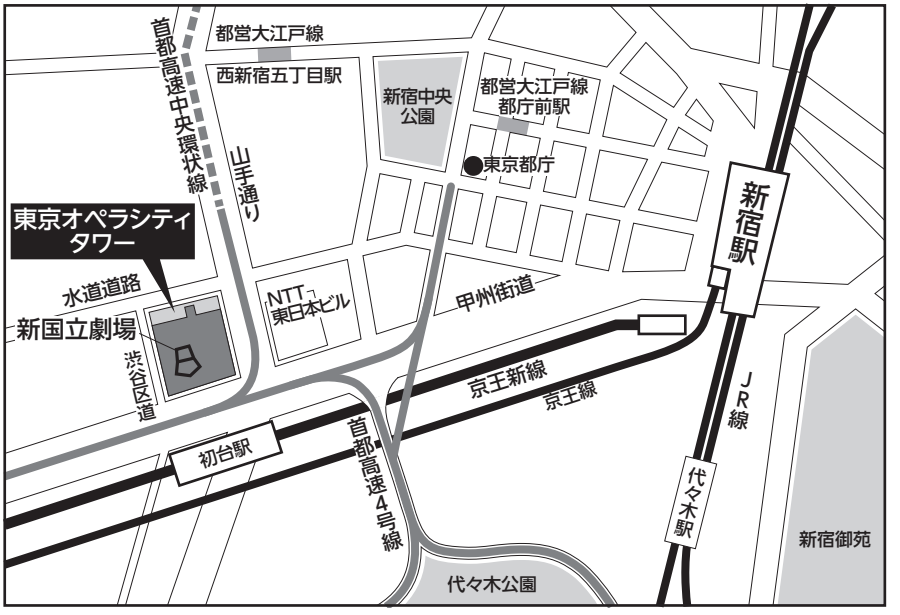

<交通のご案内>
京王新線（都営新宿線乗り入れ）「初台駅」東口より徒歩２分
甲州街道・山手通り　初台交差点角

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK